

令和6年8月21日

開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、令和6年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。連合長、監査委員は出席をしております。

なお、副連合長は、白馬村の丸山副連合長を除き全員出席しております。なお、丸山副連合長は、現在こちらの方に向かっておりますが、遅参をいたします。

以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、広域連合議会会議規則第109条の規定により、議長において、13番、宮崎昭利議員、14番、太田伸子議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月8日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（横澤はま君）登壇〕

○議会運営委員長（横澤はま君） おはようございます。

去る、8月8日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。本定例会の会期日程案は、本日8月21日から23日を最終日とする3日間であります。

本定例会に付議されております案件は、条例案件1件、決算認定案件5件、予算案件5件の計11件と、北アルプス広域連合議会に提出されています、陳情1件でございます。決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。各議案等につきましては、委員会に付託し、審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

また、23日の本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

議会運営委員会では、これを了承しております。

審査の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告どおり、本日8月21日から8月23日までの3日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は3日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長あいさつ

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) おはようございます。

本日ここに、令和6年広域連合議会8月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、今月5日に県議会農政林務委員会が現地調査に訪れ、席上、当圏域では、人口減少や農業従事者の高齢化に加え、肥料や燃料をはじめ農業用資材の高騰とともに、有害鳥獣による農作物被害や担い手不足など、課題が山積する中、今後も地域の特性や資源を最大限に活かし、水稻を中心に野菜や果樹、蕎麦やブドウなど、地域に根差した農林水産業の振興、発展が図られますよう、当広域連合構成市町村長から、地域の実情などに即した国への働きかけや、県による財政的な支援などを要望したところでございます。

次に、地方行政を巡る最近の動向について申し上げます。

長野財務事務所が、県内の資本金1千万円以上の企業を対象に、3ヶ月ごとに行う法人企業景気予測調査の5月の調査結果では、本年4月から6月にかけての県内企業の景況感を示す指数は、観光客の増加などを背景に、前回の調査より大幅に改善したものの、この間の景気の受けとめについて、その前の3ヶ月間より上昇したと答えた企業の割合から、下降したと答えた企業の割合を差し引いた指数は、マイナス6.8ポイントで、10期連続のマイナスとなりました。これは、物価高が企業の利潤を押し下げているためと考えられ、一方で、一部の観光地では、コロナ禍前を上回る水準の観光客が訪れていることのほか、アメリカや中国で半導体関連の受注が回復していることなどを挙げ、前回調査よりマイナス幅は17.8ポイント改善しました。今後の見通しについて、長野財務事務所では、今後も、海外からの観光客は増えることが見込まれており、また、製造業、非製造業ともに価格転嫁が進むことも予想され、景気は改善する見通しとしております。

雇用状況につきましては、長野労働局が先月発表した6月の県内雇用情勢は、堅調に推移しているが、物価の上昇等が雇用に与える影響を注視する必要があるとし、このうち当圏域の状況は、有効求人倍率は1.28倍で、前年同月比は0.04ポイント下回りましたものの、36ヶ月連続して1倍を上回る状況が続いております。

今月11日に閉幕しましたパリオリンピック2024は、17日間にわたり、32競技、329種目で連日熱戦が繰り広げられ、柔道やレスリングなどを中心に、日本代表選手が躍

動し、金メダルをはじめ、数多くのメダルを獲得するなど、大きな感動を与えてくれました。こうした中、白馬村出身の永原悠路選手が、スケートボード男子パークに初出場し、競技日の7日夜は地元白馬村に約600人の皆さんが集まり、パブリックビューイングが行われ、永原選手に熱い声援を送りました。永原選手は大技を成功させるなど健闘しましたものの、得点を伸ばすことができず、15位に終わりましたが、まだ19歳という若さに、今後の活躍を大いに期待するところでございます。

以下、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

はじめに、第6次広域計画の策定について申し上げます。地方自治法の規定により、広域連合に策定が義務付けられております広域計画につきましては、第5次計画が本年度をもって終了することに伴い、現在、令和7年度から11年度までの5ヵ年を計画期間とする第6次計画の策定作業を進めております。計画案の策定にあたりましては、事務局の作成した素々案を基に、構成市町村とともに設置した計画策定委員会及び課題別部会の第1回の協議を経て、現在、素案の作成に取り組んでおります。引き続き、構成市町村と密接に連携を図り、精力的に作業を進め、11月定例会において素案をお示しし、圏域住民の皆様の意見募集を経て、来年2月定例会におきまして、第6次広域計画案をご提案できますよう、鋭意検討を進めてまいります。

次に、広域一般廃棄物処理事業について申し上げます。本年度建設を進めております白馬リサイクルプラザにつきましては、5月の着工以降、安全面に配慮して工事を進めており、特に大きな遅れもなく、順調に推移しております。引き続き、年内の竣工に向けて円滑な工事の進捗に努めますとともに、併せて、施設の運営等につきましても、関係団体や3市村との協議のもと、設置及び管理に関する条例など例規の整備を進めてまいります。

北アルプスエコパークは、平成30年8月の稼働から6年が経過し、昨年度から10年間の長期包括運営管理に移行し、これまで特段の事故等もなく、円滑な施設の運営を継続しております。昨年度における可燃ごみの搬入量は、大町市6,692トン、白馬村3,007トン、小谷村663トンで、合計1万362トンとなり、前年度比137トン、1.3%の減となり、1日当たりの焼却量は31.1トンとなりました。資源物などにつきましては、大町リサイクルパーク、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターにおいて適正に処理されております。また、ごみの減量化とプラスチック類の資源化に関しましては、これまで行ってまいりました、容器包装プラスチックの分別収集に加え、来年4月からは、製品プラスチックの分別収集を3市村で実施することとし、現在、3市村の担当課長会議におきまして検討協議を重ねており、具体的な計画内容につきましては、11月定例会においてご説明することとしております。

なお、令和4年度から開始しました、ペットボトルの水平リサイクルにつきましては、白馬村、小谷村では、これまで日本容器包装リサイクル協会に搬出してございました行政収集分についても、本年4月から水平リサイクルに移行し、売り渡し実績も順調に増えております。今後ともごみの減量化とリサイクルの促進を図るとともに、引き続き、ごみ処理広域化の推進に努め、3市村との連携のもとで、持続可能な循環型社会の形成に力を尽くしてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。火災の発生状況は、本年1月から先月末までに16件発生し、そのうち建物火災は9件で、負傷者は4人となっております。またその他の火災は、たき火の延焼等によるもので、出火件数は、昨年同期に比べ6件減少しており、引

き続き市町村消防団をはじめ、関係機関と連携し、火災予防の啓発に努め、住民の安心安全の確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、2,259件で、昨年同期に比べ115件の増となっており、過去最多の水準で推移しております。この夏の関東甲信地方の梅雨明けは、昨年より4日早く、梅雨明けとともに最高気温が30度を大きく上回る日が増えるにつれ、熱中症関連の出動が増加しております。今後もしばらくは厳しい残暑が見込まれますことから、熱中症予防について、市町村等と連携し、一層の注意喚起に努めますほか、救急車が到着するまでの間の適切な応急救護措置の普及に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を含む、各種感染症の感染者は、この夏も増加傾向にあり、救急搬送における感染予防対策につきましても、引き続き徹底を図ってまいります。

近年、県内では山岳遭難事故が増加しており、本年も過去最多を記録した昨年を上回るペースで発生しており、これに伴う、救急救助出動への対応を強化するため、山岳山間地救助班を創設し、警察及び山岳遭難対策協議会等の関係機関とより一層の連携を図り、遭難事故への適切な対応に努めてまいります。

なお、今後本格的な台風発生の季節を迎え、市町村消防団をはじめ、関係機関と連携を密にし、災害への万全の備えのもと、住民の安全確保に全力を尽くしてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

昨年度の虹の家の利用状況につきましては、施設入所者数は、前年と比較して365人増え、1万7,008人となりました。新型コロナウイルス感染症の再流行により、昨年11月から本年1月にかけて、多くの入所者及び職員に陽性が確認され、利用制限を実施しましたことから、特に冬季間の入所を希望していた多くの方々に利用時期の調整をお願いし、ご迷惑をおかけしました。感染症の拡大に伴い、稼働率にも影響が生じる結果となり、改めて感染対策の重要性を再認識したところでございます。

通所リハビリにつきましては、前年度と比較して221人減少し、4,817人となりました。新型コロナウイルス感染症の5類移行後、利用の自粛は減少したものの、1年間を通じて、体調不良や入院等により、利用者が減少いたしました。また、本年度の利用状況につきましては、先月までの延べ利用者数は、施設入所者が前年度と比較して22人増加し、通所リハビリ利用者は136人増加しております。検討を重ねてまいりました施設の運営につきましては、入所定員を10月1日に50床から42床に規模を縮小することとし、経費の縮減と収入の確保に努めるとともに、なお残る収支の不足額を構成市町村にご負担をいただくこととなりますことから、市町村議会9月定例会におきまして、広域連合規約の変更についてご審議いただくことといたします。なお、広域連合規約の改正につきましては、本定例会終了後の議会全員協議会においてご説明申し上げることとしております。

また、今後の虹の家の運営に当たりましても、引き続き、収支不足が想定され、その財源として、構成市町村からのご負担をお願いすることとなりますため、市町村財政への影響に配慮しつつ、職員労働組合をはじめ、市立大町総合病院、県地域振興局などの関係機関、団体と細部にわたり協議を行うとともに、令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間内に、事業の廃止を含め、方針を決定することといたします。規模縮小に伴いましては、職員の異動などを予定しており、利用者への影響を最小限にとどめるよう配慮し、引き続き、安心、安全にご利用いただけますよう努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。第9期介護保険事業計画につきましては、本年度を初年度として、3カ年にわたる計画期間がスタートいたしました。第9期計画では、

9つの重点施策を定めており、中でも特に、高齢者の自立支援と家族介護への支援、介護予防、重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、介護人材の確保及び生産性、資質の向上の3つを重要施策として位置付け、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進を図ることとしております。このうち、日常生活を支援する体制の整備では、生活圏域ごとに配置されております、生活支援コーディネーターが中心となり、地域サロンの開設をはじめ、見守りや安否確認、外出支援の他、買い物や調理、掃除などの日常生活上の支援を通じ、高齢者の社会参加の場や、新たな生活支援サービスの充実に努めております。

また、介護人材の確保及び生産性、資質の向上の一環として、高齢者支え合い活動について研修を実施することにより、日常生活の支援者や生活支援サービス従事者を養成し、身近な地域における介護の担い手の育成を図ることとしております。これら3つの重点施策を中心に、第9期計画に掲げる9つの重点施策は、いずれも相互に密接な関連を有しており、引き続き今後も、多様で複合的な地域住民の生活課題を、自助、互助、共助、公助の連携により解決する取り組みを地域全体で進めてまいります。

なお、第9期計画期間中の介護保険料につきましては、基準保険料月額をこれまでの5,800円に据え置くとともに、保険料負担の段階をこれまでの10段階から13段階に拡大し、より負担能力に応じた多段階の設定といたしました。先月から今月にかけては、2万人を超える第1号被保険者の皆様に対し、徴収方法別に、順次、決定保険料額のお知らせを郵送しており、今後も丁寧な説明に心がけ、保険料負担にご理解いただくよう努めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は定員50人に対し45人が入所しており、また、ひだまりの家におきましては、利用定員の9人にご利用いただいております。今後も、関係市町村や各関係機関と密接な連携を図り、入所者の円滑な施設利用に努めてまいります。

なお、地域の皆様との交流を目的とする鹿島荘納涼祭につきましては、大新田町自治会と協議してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の11波の影響に鑑み、本年度も共催による開催を見合わせることにし、納涼祭に変えて、10月に大新田町育成会との交流事業を計画することといたしました。このため、夏の行事として、鹿島荘では今月7日に、夏を楽しむクリエーション行事を実施し、入所者の皆さんにご参加いただきました。

また、ひだまりの家におきましては、先月26日、利用者のご家族や近隣地域の皆さんとの地域交流会を開催いたしました。今後も地域住民はじめ、ボランティアの皆様との交流を大切に、地域に開かれた施設づくりに努めてまいります。

なお、両施設とも高齢の入所者が多く、感染症や熱中症への対策など、健康管理と安全管理に十分配慮し、明るく環境のもと、安心して日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件1件、決算認定案件5件、予算案件5件の合計11件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

はじめに、議案第15号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第15号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付の新旧対照表を併せてご覧ください。今回の改正は、厚生労働大臣が定める施設利用時の居住費等の平均的な費用とされている、基準費用額及び低所得者向けの上限負担額を定めた負担限度額が、令和6年8月1日より1日当たり60円引き上げられたことに伴い、介護老人保健施設虹の家の個室利用料を1人1日当たり1,740円から1,800円に、多床室利用料を1人1日当たり390円から450円にそれぞれ改正するものであります。

なお、今回の改正に伴う施設利用料収入は、62万3千円ほど増額になるものと見込んでおります。また、附則におきまして、施行期日を令和6年9月1日としております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第16号から議案第20号までの5議案は、いずれも令和5年度各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

議案第16号から議案第20号までの5議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第16号から議案第20号までの5議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第16号から議案第20号までの、5会計の歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配布しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

それでは、順次ご説明申し上げます。議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は、1ページからでございます。議案2ページ、3ページの歳入歳出決算書をご覧ください。歳入3ページ、収入済額の最下段、決算額は、28億343万4,213円、前年度比46.1%の増でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は、24億4,032万5,300円、前年度比31.6%の増となっております。決算額が増となった主な要因は、ごみ処理広域化推進費及び常備消防費に係る工事請負費の増によるものでございます。その結果、6ページになりますが、歳入歳出差引残額は、3億6,310万8,913円となり、翌年度へ繰り越しとしております。

8ページの歳入から、主な内容についてご説明申し上げます。款1項1目1市町村負担金22億5,320万8千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに関わる市町村負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。2段目、款2項2目2衛生手数料8,084万5,700円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入による、ごみ焼却手数料でございます。款3項1目1循環型社会形成推進交付金247万5千円は、大町リサイクルパークストックヤード棟実施設計及び大町市グリーンパーク第3期工事測量業務に関わる、補助対象経費の3分1にあたる補助金でございます。款3項2目1低所得者保険料軽減負担金4,156万5,120円及び款4項1目1低所得者保険料軽減負担金2,078万2,560円は、低所得者の介護保険料軽減に係る国庫及び県負担金でございます。款5項2目1物品売払収入112万2千円は、不要となった消防備品、高規格救急車を売却したことによるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。款6項2目1ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金2,097万6千円は、市町村負担金平準化のため、ごみ処理広域化推進費に充てたものでございます。款7繰越金6,381万4,115円は、繰越明許費繰越金を含めた、前年度からの繰越金でございます。款8項1目1雑入8,166万1,633円の主なものは、節2消防費雑入で、昨年度、株式会社富士通ゼネラルと和解しました、消防デジタル無線入札の損害賠償請求事件に関わる解決金でございます。款9項1目2消防債2億3,150万円は、節1緊急防災減災事業債は、水槽付消防ポンプ自動車更新事業及び消防各署仮眠室個室化等改修工事に充てたもの、節3防災対策事業債は、高機能消防指令システム実施設計に充てた起債でございます。

次に、14ページ、15ページの歳出をご覧ください。款1議会費は、議会定例会4回の開催に伴う費用でございます。款2項1目1一般管理費8,817万2千円は、職員5名と、派遣職員4名分の人件費のほか、事務費が主なものでございます。

16、17ページをご覧ください。目2財産管理費705万3,039円は、北アルプス市町村会館の維持管理に関わる費用、目3情報化推進費9,515万5,060円は、市町村と広域連合が共同利用する業務システム等に関わる費用であり、節13材料及び賃借料の機器リース料が主なものでございます。款3項1目1入所判定委員会費は、年4回開催されました老人ホーム等入所判定委員2名分の報酬、費用弁償が主なものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。目2障害支援区分認定審査会費109万9,347円は、年11回開催されました審査会委員5名分の報酬費用弁償が主なものでございます。目3低所得者保険料軽減事業費8,387万8,440円は、節27繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出したものでございます。款4項1目1葬祭場費2,921万6,895円の主なものは、節12委託料

は、葬祭場指定管理料、節14工事請負費では、火葬炉台車耐火物積替等の補修工事を行ったものでございます。目2ごみ処理広域化推進費2億2,934万5,760円の主なものは、20ページ、21ページをご覧ください。節14工事請負費は、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事の前払金でございます。目3廃棄物処理費9億599万7,625円では、節12委託料の、北アルプスエコパーク長期包括運営管理業務委託が主なものでございます。

22、23ページをご覧ください。目4リサイクル推進費7,067万9,564円では、節12委託料の資源物処理業務委託が主なものでございます。目21繰越明許費ごみ処理広域化推進費では、令和4年度からの繰り越し事業として、白馬リサイクルプラザ実施設計等の見直し業務委託でございます。項2目1保健衛生費3,753万6,450円では、節12委託料で在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を大北歯科医師会へそれぞれ委託して実施したものでございます。節18負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、2次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、市立大町総合病院とあづみ病院への運営費の一部を補助したものでございます。

24、25ページをご覧ください。款5消防費10億7,841万173円の主なものは、節14工事請負費は、消防各署仮眠室個室化等改修工事によるもの、節17備品購入費では、水槽付消防ポンプ自動車の更新が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。款6土木費2,777万3,444円は、職員3名と、会計年度任用職員3名分の人件費が主なものでございます。

28、29ページをご覧ください。款7諸支出金545万7千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度にふるさと市町村圏事業特別会計より繰り入れた5,402万5千円の償還に充てるものであり、10年分割償還の2年目となっております。款8公債費7,683万7,783円は、消防施設整備事業など、広域連合債9件分の元金と利子の償還金でございます。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げます。

31ページには実質収支に関する調書、32、33ページには財産に関する調書、34、35ページには財産内訳等の決算資料、36、37ページには連合債一覧表、また38ページには市町村負担金の集計表を記載してございます。

一般会計決算の説明は、以上でございます。

続いて、議案第17号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は39ページから、主要な施策の成果は18ページからとなっております。

40ページ、41ページの歳入歳出決算書をご覧ください。歳入41ページ、収入済額の最下段、決算額は、3,334万8,390円、前年度比205.2%の増でございます。

42、43ページをご覧ください。歳出43ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は、2,822万3,978円、前年度比326.8%の増となっております。歳入歳出ともに前年度より増となった主な要因は、令和5年度では、市町村負担金平準化に充てるため、ふるさと市町村圏基金の一部を一般会計へ繰り出しを行ったことによる、基金繰入金及び繰出金の増によるものでございます。

その結果、44ページになりますが、歳入歳出差引残額は、512万4,412円となり、翌年度へ繰り越しとしております。

46、47ページの歳入をご覧ください。款1項1目1利子及び配当金260万2,532円は、基金運用による利子収入でございます。款2項1目1ふるさと市町村圏基金繰入金2,097万6千円は、市町村負担金平準化のため、基金の一部を一般会計貸し付けるために繰り入れたものでございます。項2目1一般会計繰入金545万7千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度に一般会計へ貸し付けた5,402万5千円の分割償還によるものでございます。款3繰越金は前年度からの繰越金でございます。

次に、48、49ページの歳出をご覧ください。款1項1目1活動事業費2,282万1,978円は、節18負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村圏基金の利息を活用し、大北管内で行われた地域振興イベントに対する補助を行ったものでございます。なお、令和5年度におきましては、当初補助を予定していたイベントで中止となったもの、また、開催規模縮小により補助金申請がなされなかったものもございましたが、代替イベントを含め5事業に対して補助金交付を行っております。

節27繰出金は、市町村負担金平準化のため、一般会計へ貸し付けるために繰り出したものでございます。目2積立金費540万2千円は、令和3年度に市町村負担金平準化にあてた基金の一部を積み戻すものでございます。

51ページには実質収支に関する調書、52ページには財産に関する調書を記載してございます。

ふるさと市町村圏事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第18号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。主要な施策の成果は、21ページからでございます。

54、55ページの歳入歳出決算書をご覧ください。はじめに、55ページの歳入、収入済額の最下段、決算額は、2億9,561万6,311円で、前年度と比較しますと7.6%の増でございます。

続きまして、56、57ページをご覧ください。57ページ、歳出の支出済額の最下段、決算額は、2億9,318万7,378円で、前年度と比較いたしますと7.6%の増となり、58ページの歳入歳出差引残額は、242万8,933円となり、翌年度へ繰り越しとしております。歳入歳出決算額が増額となりました主な理由は、人件費及び委託料の増額が主な理由となっております。

60ページからの歳入につきまして、主な内容をご説明申し上げます。款1項1目1入所療養介護収入1億2,600万4,777円は、契約入所者に関わる介護給付費でございます。契約入所者につきましては、前年度と比較いたしますと、947名増加したことから、給付費につきましても704万円ほど多い収入額となっております。第1項2目1短期入所療養介護収入2,733万8,595円は、短期入所利用者に関わる介護費収入でございます。

安定的な稼働率向上のために、契約入所者を優先して確保に努めたこと、新型コロナウイルス感染症の施設内感染の利用制限の影響を受けた結果、前年度と比較すると、利用者で582名減少したことから、給付費につきましても、427万円ほど減額となっております。第1項2目2通所リハビリテーション費収入4,219万3,165円は、通所リハビリテーションサービス利用者4,817名に関わる介護費収入でございます。款1項3目1節1施設利用料収入6,237万6,272円は、入所系サービスと通所系サービス利用者に係る施設利用料でございます。款1項4目1特定入所者介護サービス費収入268万8,342万8,344円は、介護サービス提供に係る補足給付費の収入でございます。

62ページをご覧ください。款2繰越金230万6,103円は、令和4年度からの繰越金でございます。款3諸収入53万4,043円は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。款4財産収入2万7,312円は、虹の家事業基金の積立金利子、款5寄付金50万円は現金による寄付でございます。款6繰入金2,900万円は、収支補填分として、虹の家事業基金から繰り入れたものでございます。款7県支出金265万2千円は、新型コロナウイルス感染症に関わる検査費用として26万2千円新型コロナウイルス感染症陽性者の施設内療養にかかる費用として239万円をそれぞれ県より補助金として交付されたものでございます。

続きまして、66、67ページの歳出をご覧ください。款1項1目1節1報酬から節4共済費までは、虹の家の広域職員12名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。節10需用費4,567万3,498円は、施設の光熱水費や燃料代、施設修繕料、施設内の消耗品、入所者の食事に係る材料費、医薬材料費等でございます。節11役務費386万9,987円は、寝具等のクリーニング代、新型コロナウイルス感染症の検査費用、電話代、切手等が主なものでございます。節12委託料1億4,627万3,136円の主なものは、大町病院に支払った虹の家施設運営業務委託料1億2,480万1,859円と、給食業務委託料1,127万6,117円が主なものでございます。

68、69ページをご覧ください。節13材料及び賃借料248万4,566円は、寝具及び福祉用具、複写機のリース料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金26万8,174円は、関係団体への負担金、節24積立金1万8千円は、虹の家事業基金の利子積み立て、節26効果費は、公用車の車検時の重量税でございます。

71ページには実質収支に関する調書、72、73ページには財産に関する調書、74ページには財産内訳等の決算資料を記載してございます。

介護老人保健施設事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続いて、議案第19号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は75ページから、主要な施策の成果は25ページからとなっております。

決算書の76、77ページをご覧ください。77ページの歳入、収入済額の最下段、決算額は、71億5,670万7,710円となり、前年度から0.7%の増となりました。また、本人死亡等により時効を迎えた未納保険料2,316万8,381円の不納欠損処理を行った結果、収入未済額は、2,961万2,467円となっております。

78、79ページをご覧ください。歳出79ページ、支出済額の最下段、決算額は、70億4,092万6,467円となり、前年度から1%の増となっております。

その結果、80ページの歳入歳出差引残額は、1億1,578万1,243円となり、翌年度へ繰り越しとしております。なお、繰越金のうち5,775万8,809円は、介護給付費等に関わる、国、県、市町村負担金の過大交付となったものであり、令和6年度においてそれぞれ償還するものでございます。

それでは歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

82、83ページの歳入をご覧ください。款1項1目1第1号被保険者保険料の収入済額は、13億8,383万8,949円であり、前年度比0.4%の増となっております。款2項1目1市町村負担金10億2,551万3千円は、保険給付費の法定負担分と、総務費などの運営費でございます。款4国庫支出金17億6,840万8,492円のうち、項1目1介護給付費負担金11億7,452万350円は、保険給付費の法定負担分であり、項2目

2地域支援事業交付金は、介護保険予防日常生活支援総合事業等に係る法定負担分でございます。

84、85ページをご覧ください。目6保険者努力支援交付金1,207万7千円及び目7保険者機能強化推進交付金908万9千円は、介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、高齢者の自立支援、介護予防等に関わる取り組みの評価として交付された補助金でございます。款5支払基金交付金17億4,884万6千円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。款6県支出金9億8,495万6,753円のうち、項1目1介護給付費負担金9億2,476万8千円は、保険給付費の法定負担分でございます。

86、87ページをご覧ください。項2目1介護保険事業費補助金160万円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する補助であり、対象者は92名でございます。

款8項1目1低所得者保険料軽減繰入金8,387万8,440円は、保険料段階第1段階から第3段階の住民税非課税世帯の方の保険料負担軽減のための公費負担分であり、一般会計から繰り入れるものでございます。

88、89ページをご覧ください。款10項4目1第三者納付金896万8,701円は、交通事故等の第三者行為が原因で、介護が必要な状態となった被保険者が介護サービスを利用した際に、保険給付で一時立て替えた費用について、加害者に請求し納入されたものでございます。

続きまして、90ページからの歳出をご覧ください。款1項1目1一般管理費7,658万6,051円は、職員9名分の人件費のほか、節12委託料は、介護保険ソフト保守業務委託等が主な内容でございます。項2徴収費491万3,304円は、保険料徴収のための郵送料などが主なものでございます。項3目1介護認定審査会費1,303万8,500円は、節1報酬が主なものであり、保健、医療、福祉の有識者25名が5名ずつ、5グループに分かれ、認定審査会を年間94回開催し、3,203件の審査判定を行ったものでございます。

92、93ページをご覧ください。目2認定調査等費3,381万4,065円は、節1報酬で、要介護認定調査員である会計年度任用職員報酬6名分と、節11役務費、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

項4目1趣旨普及費82万600円の、節10需用費、印刷製本費は、年2回発行しております介護保険広報誌「井戸端かいご」の印刷費用等でございます。項5目1計画策定委員会費193万3,780円は、本年度を初年度とする第9期介護保険事業計画の策定委員会4回開催に関わる委員報酬及び策定事業計画書の印刷費用等が主なものでございます。項6保健福祉事業費1,660万3,974円は、社会福祉法人等による低所得利用者に対する、利用者負担軽減補助事業等が主なものでございます。

94、95ページをご覧ください。款2保険給付費は総額63億4万6,305円、前年度比17%の増となりました。項1介護サービス等諸費58億7,787万6,425円は、要介護1から要介護5の方が利用された居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、1.9%の増でございました。

96、97ページをご覧ください。項2介護予防サービス等諸費1億2,090万7,060円は、要支援1、2の方が利用された介護予防サービス給付費で、3.8%の増でございます。

98、99ページをご覧ください。項4高額介護サービス等費1億2,357万5,804円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付でございます。項5高額医療合算介護サービス等費1,795万3,704円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス等を控除してもなお、一定額を超えた場合の給付でございます。

100ページ、101ページをご覧ください。項6特定入所者介護サービス等費1億5,390万9,474円は、施設等利用者の食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。なお、款2の保険給付費のうち、款2項1目1の居宅介護サービス給付費及び目5の施設介護サービス給付費で、全体の73.1%を占めております。款3項1目1給付準備基金積立金9,542万3千円の主なものは、第1号被保険者の保険料分が8,339万円余、その他、過年度分の保険料軽減負担金等を積み立てるものでございます。款4地域支援事業費3億8,010万4,384円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に関係市町村へ委託して実施するもの及び介護予防、日常生活支援総合事業の実施に係る費用であり、前年度比3.3%の増となりました。

104、105ページをご覧ください。款5項1目2償還金1億1,647万7,764円は、令和4年度において過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金でございます。

107ページには、実質収支に関する調書、108ページには財産に関する調書、109ページには、特別会計の財源内訳等の決算資料を記載してございます。

介護保険事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

先ほど94、95ページの中で申し上げました。款2の介護保険給付費は、総額63億4万6,305円、前年度比17%ではなく、1.7%の増が正しい内容でございました。訂正しお詫び申し上げます。

続きまして、最後に議案第20号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書では111ページから、主要な施策の成果は38ページからでございます。

決算書112、113ページをご覧ください。歳入113ページ、収入済額の最下段、決算額は、1億9,033万2,911円、前年度比5.4%の減でございます。

114、115ページをご覧ください。歳出115ページ、支出済額の最下段、決算額は1億6,781万7,425円、前年度比9.1%の減でございます。

その結果、116ページでございますが、歳入歳出差引残額は、2,251万5,486円となり、翌年度への繰り越しとなります。

118、119ページの歳入をご覧ください。款1項1目1市町村負担金1,212万6千円は、鹿島荘の運営費に関わるもの、目2鹿島荘事業負担金1億2,443万2,031円は、老人保護措置費及び生活短期宿泊事業に係る負担金でございます。措置入所者は延べ1万5,857人、前年度比387人の減でございます。また、生活短期宿泊事業の延べ利用者は1,778人、前年度比678人の増でございました。款2項1目1ひだまりの家収入2,472万1,788円は、ひだまりの家利用者9名分の介護保険給付費収入で、前年度比46万3千円余の減、目2ひだまりの家施設利用料収入1,140万8,691円は、介護保険利用者負担分のほか、利用者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費で、前年度比21万円余の増でございました。款4項1目1鹿島荘繰越金1,237万5,144円は、鹿

島荘分の令和4年度繰越金で、目2ひだまりの家繰越金413万5,874円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

122、123ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費9,797万3,947円は、主には、職員6名分と所長及び会計年度任用職員17名分の人件費、節10需用費は、施設管理消耗品費、燃料費、設備修繕などがございます。節12委託料は、清掃業務委託のほか、不足する職員補充のための人材派遣会社からの職員派遣業務委託、シルバー人材センターへの給食調理補助業務委託などがございます。節22償還金利子及び割引料は、令和4年度分市町村負担金過年度償還金、節24積立金は、鹿島荘事業基金利子と寄付金を積み立てたものでございます。この結果、鹿島荘事業基金の残高は417万余となりました。目2生活費3,493万4,268円は、措置入所者と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に関わる費用でございます。

124、125ページをご覧ください。節10需用費3,185万375円の主なものは、オムツ等の消耗品費、燃料費、光熱水費や賄材料費でございます。節11役務費の手数料41万9,468円は、入所者の健康診断、シーツなどのクリーニング代、節13使用料及び賃借料21万7,800円は、通信カラオケ使用料、節19扶助費242万7,225円は、介護保険サービス利用に係る費用のほか、入院患者の日用品などがございます。項2目1ひだまりの家管理費3,490万9,210円は、再任用職員1名と会計年度任用職員12名分の人件費のほか、入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理費用でございます。主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。節12委託料は、訪問看護業務委託料などがございます。節17備品購入費では、故障により使用不能となったセンサーマットやオイルヒーター、掃除機を更新いたしました。

126、127ページをご覧ください。節24積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てたものでございます。この結果、ひだまりの家事業基金の残高は2,614万8千円となりました。

129ページは、実質収支に関する調書、130、131ページは、財産に関する調書となっております。

老人福祉施設等事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

以上、令和5年度の各会計の決算内容についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 会議の途中でありますけれども、ここで、11時25分まで休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは続いて、監査委員に監査報告を求めます。

松沢監査委員。

[監査委員（松沢晶二君）登壇]

○監査委員（松沢晶二君） 決算審査報告を申し上げます。

令和5年度の決算審査は、議会選出の中牧監査委員と私、松沢の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。去る7月5日に広域連合長から審査に付されました、地方自治法第233条第2項の規定による、令和5年度北アルプス広域連合一般会計及び特別

会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。決算審査は7月19日に、広域連合事務局がおります北アルプス市町村会館において実施いたしました。審査の方法でございますが、令和5年度北アルプス広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合などにより審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また、予算、事務事業の執行についても、概ね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。広域連合各会計の財源については、市町村負担金はその根幹をなしており、このうち一般会計では、歳入の約80%にあたる22億5,320万円余が市町村からの負担金であります。広域連合の事務事業は、事業効果と事務効率、そして公平公正の担保が求められており、厳しい財政状況下にあっても、十分な事務事業の評価、点検、検証を行うとともに、構成市町村の財政に配慮しながら、起債や国、県の補助事業を活用した計画的かつ効率的な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

各事業等の審査所感のうち、主なものについて申し上げます。

まず、一般会計のごみ処理広域化関係では、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事と白馬リサイクルプラザ建設工事が、それぞれ翌年度に繰越しとなりましたが、このうち白馬リサイクルプラザ建設工事については、当初、令和4年度に建設予定でありましたが、2回の入札不落により建設が延期され、令和5年度中に実施設計等見直し業務を実施し、外構工事等の大幅な設計の見直しが行われ、現在、令和6年12月までの工期で建設中であります。施設の完成に向け、利用者及び地域住民に愛される施設の整備に努めていただきたい。

また、北アルプスエコパークにおけるごみ処理では、搬入される可燃ごみに、金属類やリチウムイオン電池、スプレー缶などの処理不適物の混入が見受けられ、これにより焼却施設、設備の故障や事故等が発生した場合、住民生活に支障をきたすうえ、施設等の修理に多額の費用がかかることが予想されますことから、可燃ごみや資源物の適正な分別に向けて、広報等による注意喚起を工夫するなど、住民や事業者への周知や指導等強化し、関係市村と連携した取り組みを実施されたい。

消防関係では、車両更新計画に基づき、大町消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新されました。また、職員間での感染防止対策として、3消防署の仮眠室を個室化する工事が行われ、衛生面の向上と消防各署における女性職員の当直勤務が可能な体制が整っております。なお、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに加え、高齢者の急病による搬送の増加に伴い、救急出動件数が過去最高件数を更新するなど、救急対応が増加しているうえ、近年の気象変動に伴い、当地域においても大規模災害の発生が危惧される状況であり、消防力の強化が求められていることから、保有する資機材を有効に活用し、消防力の向上が図られることを期待します。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計では、基金の運用益を活用して、市町村が行う地域振興事業や広域的な観光事業に対する補助金を交付しており、令和5年度は、新型コロナウ

ウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことにより、各市町村のイベント等が再開されたことから、補助金交付実績は5件でありました。また、基金の定期預金による運用に加え、令和5年3月から有価証券による運用を始めたことにより運用益が増加していますが、今後も預金利率や債券市場の動向を注視し、安全で効率的な基金運用に努めていただきたい。

次に、介護老人保健施設事業特別会計では、虹の家の入所系利用者が、前年度に比べ増加となりましたが、通所サービス利用者では、キャンセルや入院、入所等が重なったことから、前年度に比べ減少しています。介護老人保健施設虹の家は、近年、入所者、利用者の減少や、人件費の高騰などから歳入不足となり、基金を繰り入れることで運営している状況ですが、令和5年度出納閉鎖後の基金残高が500万円余まで減少しており、厳しい運営状況となっています。今後の経営改善策として、新たな財源の確保や支出の削減、施設規模の縮小による収支の改善などを検討していますが、利用者への影響を最小限としながら、早期に経営改善が図られることを期待します。

次に、介護保険事業特別会計については、介護保険料全体の収納率が96.33%で、前年度に比べ1.71ポイントの増となっています。また、不納欠損額は2,316万8,381円で、その内容は、徴収困難、死亡等によるものであり、調定額から不納欠損額を差し引いた収入未済額は、2,961万円余となっています。今後も保険料負担と給付の公平性を確保する面からも、市町村との連携により、効率的な滞納整理を引き続き進めていただきたい。令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度でありましたが、引き続き、構成市町村や地域包括支援センター及び事業者等との連携を強化しながら、計画の基本目標である地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを推進されたい。

最後に、老人福祉施設等事業特別会計についてですが、養護老人ホームである鹿島荘では、措置入所者の減少により定員割れの状態が続いていることから、構成市町村等に対し、より一層の措置入所の協力を求めるなど、満床に向けた努力をお願いしたい。また、入所者の高齢化や重度の要介護認定者が増加していることによる、職員負担の増加や、夜間勤務等の変則勤務などによる人手不足が慢性的な課題となっており、今後、職員の高齢化による退職者の増加が見込まれる中で、人員の確保が更に困難となることが予想されます。これらの状況を踏まえ、虹の家の経営改善に向けた取り組みと併せた職員の効率的な配置など、安定的に施設が運営できる方策を早急に講じられることを望みます。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいようお願いし、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（二條孝夫君） これより質疑に入ります。

まず、議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 25ページの消防関係で3点ほど質問したいと思います。1点目は負担金で各種資格付与、講習等が実施されていますけども、今後想定される資格など、必要な取得の資格などがあれば説明ください。

2点目ですけど、計画的に各種資格付与、講習等を進めているわけですけども、主な資格で、現在の保有数がどのくらいあるのか、また、ドローン等の国家資格についてはどのような取り扱いになってるのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 大和議員、担当委員会ではありますが、担当委員会の中で。

○7番（大和幸久君） すいません、ちょっと最後に連合長の見解を聞きたいと思っているのでいいですか。

○議長（二條孝夫君） はい、じゃあお願いします。

○7番（大和幸久君） それから3点目は、仮眠室の個室化改修工事により、工事が行われていますが、現在の利用状況について説明ください。

○議長（二條孝夫君） これ、一般職員が答えると、担当委員会の答えになってしまうという形になるので、もしよければ、連合長が総括的なことで答えていただければと思いますが、どうでしょうか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） それじゃ、この質問は取り消します。すいません。

○議長（二條孝夫君） よろしくお願いします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第17号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） はじめに3点ほど質問します。

1点目ですが、この決算額では、令和5年度8月補正の令和4年度分施設運営業務委託料700万円の増額補正分は含まれているのか説明ください。

2点目は、令和6年5月議会の専決補正において、施設運営業務委託料1,150万円の増額補正をしていますが、この分も含まれているかどうか説明いただきたいと思います。

それから、昨年度、令和5年8月の補正予算の指摘に対して、担当職員の体調不良などが理由とされていましたが、この件に関して責任の所在はどの辺にあるというふうに考えているのか、説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。67ページの施設管理業務委託料の中に、令和5年8月の補正分、また、令和6年5月議会の専決補正分が含まれているかのご質問でございますが、いずれも含まれているということになります。

それから次の質問でございますが、人事異動ですとか担当職員の体調不良等、理由だったということで、その責任の所在というご質問でございます。市立大町総合病院に勤務する職員のこととなりますので、詳細なことは説明はできないところでございますけども、こうした状況となったことにつきましては、重く受けとめ、再発防止に努めなければならないと考えているところでございます。人事異動は、組織全体の戦略に基づくものですが、業務量や内容に対する個々の職員の受けとめ方は様々であり、結果個人のみにも過度な負担がかかることは避けなければならないと考えております。業務が遅れたり、滞ったりすると決算や予算の作成に影響が出てしまうことから、日頃より、良くコミュニケーションをとり、担当者ばかりでなく組織の責任として、今後こういったことが、お互いにならないように適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 答弁漏れはありますか。

○7番（大和幸久君） 令和6年5月の1,150万円、これは、前段の質問と同様に含まれているということですか、ちょっと聞き逃しました。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 失礼いたしました。令和5年5月の専決補正についても含まれております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） そうしますとですね、4年分の施設運営事業委託料700万円の支払いの根拠というのは、どこにあったのか説明いただきたいと思います。併せて4年度分の委託契約書がどのようになっているのか、また、変更契約というのはいつ行われたのか説明ください。

もう1点は、令和4年と令和5年度の施設運営業務委託料を比較しますと、1,193万円の増額となっています。改めて、この増額の根拠はどういうものになるのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） はい、お答えいたします。ご指摘どおり、本来ですと単年度契約ということになると思いますが、事情等で、第4期の請求及び支払いが遅れたことにつきましては、契約にない事項については、その都度広域連合長と病院事務管理者により、協議のうえ決定することとしておりますことから、協議を行いまして、変更契約を行い、精算払いとして処理が済んでおります。また、変更契約の日付につきましては、基本的に単年度契約ということになりますことから、年度の末日の処理ということでさせていただいております。また、2つ目の質問でございますが、以前もお答えさせていただいたかと思うんですけども、異動スタッフの年齢構成の変化によるものですか、人件費の増額ですか、物価高騰等による委託料の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 単年度主義の、いわゆる財務会計行為の原則からいっても、極めて異例な処理がされてるといふふうに思います。この点については、連合長はどんな見解なのか、それから4年から5年の1,193万の増額については、今、課長の方から若干説明がありましたけども、根拠になる数字の提示とか、いわゆる住民が聞いていて納得のできるような説明というのが、全くなされてないように私は思います。その点、詳細な資料とともに、改めてきちんと、説明を尽くすということをやっていただきたいというふうに思いますが、連合長の見解を伺います。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からもお答え申し上げます。1つには、先ほど担当課長からご説明申し上げましたように、過年度における請求が年度を越えてから請求をされたという、令和4年、令和5年度ですけれども、これは本当にあってはならないことであります。ただ、原因は、病院側の給与を担当する職員が体調不良で、その事務が滞っていたことが背景にあります。その理由というのは、病院というのは2つの要素があると思うんですが、正規職員だけでも300人を超える多くの職員の月ごとの給与の支払い、或いは給与改定にあたっては様々な事務が生じますが、そういった膨大な事務量が元々あるということ、また2点目には、例えば、通常の公務職場のように一般職給料表だけの適用がほとんどである場合に、大町病院の場合には、その他に医療職1表、医師或いは医療職2表、看護師等の様々な複雑な医療職を含めた、給与の運用というのが非常に重要であり、しかし、それも非常に技術的な要素も多いというところで、総務課における小人数の職員が担当し、そして主担当の職員が体調を崩したような場合には、事務が滞るといふことで、これについてはまず人事の面から、多くの職員を給与関係の事務に精通した職員を送り出すこともなかなか難しい中で、この秋に向けて、人事の配置について、市の一般行政事務の方から病院の方に善処できるような体制になるよう検討してるところでございます。

そういったことも踏まえまして、過年度の精算というのは、請求があつてはじめて債権債務が確定するわけですので、今回のように、いわゆる年度を超えてしまった場合には、当然あつてはならないことでありますが、財務手続き上は、請求が確定したところで支払わざるを得ない、つまり過年度の精算金として支払わざるを得ないということについては、ご理解いただきたいと存じます。

このようなことが、再び起こらないようにすることが何より重要という答弁も申し上げましたが、こうしたことが起こらないように、私自身が事業管理者とも相談しながら、適切な事務の、特に委託料の支払いについては、人件費を中心としているがゆえに、膨大な事務ではあります、年度中においても適宜、支払いが発生するということでもありますので、適宜、きちっとした、それぞれの請求行為にあたっては、適切な、また正確な事務を行うよう要請したところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第20号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番(大和幸久君) 130ページの基金の年末残高410万について、また、ひだまりの家が2,530万となっています。ひだまりの家の定員が9名で、2,530万の基金が積み立てられてる主な内容について説明いただきたいと思います。

2点目は、監査委員から決算審査意見書で、鹿島荘の措置入所者の減少と、マンパワー不足が指摘されていますが、安定的な施設運営の方策について、改めてお考えを説明ください。

3点目は、ひだまりの家の今後の方向性について、検討されているのか説明をいただきたいと思います。また、想定される大きな施設、整備の改修についてはどのように考えているのか、併せて説明いただきたいと思います。

○議長(二條孝夫君) 介護福祉課長。

○介護福祉課長(荒井賢治君) お答えいたします。基金の関係でございしますが、それぞれの基金の主な原資といたしましては、鹿島荘は寄付金、ひだまりの家は決算による余剰金となっております。ひだまりの家におきましては、基金の積み立てが可能であった主な要因は、人件費が低く抑えられていたことです。具体的には、職員の構成が正規職員が1名、他は全て会計年度職員による運営であったため、歳出における人件費が抑制されました。なお、前年度の職員配置状況は、正規職員も再任用職員であり、会計年度任用職員が12名という構成でございました。

次の監査委員さんからの、鹿島荘の措置入所者の減少とマンパワー不足に対する方策ということでございますが、鹿島荘の安定的な運営の方策につきましては、収益面での課題として、措置入所者の減少が挙げられます。鹿島荘の利用形態には、措置による長期利用と生活短期宿泊事業による一時的利用がありますが、近年、措置に関しては、死亡退所などにより入所者が減少し、新規入所者数がそれを下回っているために定員割れが生じております。一方、生活短期宿泊事業については増加傾向にあり、月によっては定員を超える希望がございます。措置の空床を利用して受け入れたケースもございますことから、現行の措置50人、短期6人の定数を、時代の変化に対応した数に見直すことを検討しております。また、マンパワー不足の解消については、虹の家の運営見直しに伴う職員配置を含め、適正な人員配置を進めていく方針でございます。

最後、ひだまりの家の今後の方向性ということで、また、それと施設と設備の改修についてのご質問でございます。広域連合で運営している福祉施設について、虹の家の見直しと併せて、鹿島荘及びひだまりの家の課題を整理し、今後の方向性を検討しております。ひだまりの家に関しては、以下の課題が挙げられます。まず、会計年度任用職員の高齢化が進行していることに加え、介護報酬の改定による収益増加により、人件費、電気料、物価上昇に伴う食材料費等の支出増加率が上回り、結果として収支状況が悪化していることです。

また、人材確保が困難なうえ、人件費の増加も見込まれることから、近い将来、基金から繰り入れが必要になる可能性が懸念されています。そのため、ひだまりの家の今後の運営については、民間活力の活用も含めた総合的な検討が必要と考えております。

さらに、施設、設備の改修につきましては、ひだまりの家は、平成13年度に定員6名のグループホームとして建設された木造建物でございます。平成22年度に一部増築し定員を9名に拡大しております。建設から22年、増築から13年が経過していることから、今後は屋根の塗装ですとか、床暖房設備の更新が必要になると考えられます。また、建設当初に設置された暖房器具や照明器具の老朽化による不具合も生じておまして、順次更新が必要であるため、修繕費等の管理費用の増額が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上の5議案の審査は、配布してあります付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

ここで、昼食のため1時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、議案第21号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第21号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度決算に伴う繰越金の確定と、市町村負担金等の精算が主なものでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,477万4千円を追加し、総額を25億4,670万1千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款7項1目1繰越金8,477万4千円の増は、令和5年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款2総務費から款5消防費まで、いずれも令和5年度決算額の確定により、節22償還金利子及び割引料において、市町村負担金を過年度償還金として清算するものでございます。

なお、消防費につきましては、昨年度、株式会社富士通ゼネラルと和解しました消防デジタル無線入札に関わる損害賠償請求事件の解決金について、弁護士費用及び国への補助金返還金を差し引いた4,345万2千円を市町村へ償還することとしております。款9項1目1予備費521万円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。

12ページは、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳となっております。なお、消防の損害賠償請求事件解決金分の償還につきましては、平成23年度の消防デジタル無線整備事業の実施に当たり、国からの補助金と広域連合で借り入れた起債を財源として充てており、そのうち起債の償還は市町村負担金により行っております。それらのことから、各市町村への償還額は、起債の償還期間中における常備消防費負担金の負担率に当たる、平成24年から令和2年までの基準財政需要額を基に市町村按分し償還することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、各常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第22号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第22号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度決算の確定に伴う繰越金の補正のみでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出の予算額の総額にそれぞれ167万円を追加し、総額を1,482万3千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款3繰越金167万円の増は、令和5年度決算の確定によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款2項1目1予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第23号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第23号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ205万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,492万3千円とするものでございます。今回の補正は、歳入につきましては、前年度の繰越金の確定及び施設利用料の改正に伴うものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款1項3目1施設利用料収入62万3千円の増は、入所者及び短期入所利用者の居住費について、利用料を改正したことに伴うものでございます。款2項1目1繰越金142万8千円の増は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款2予備費205万1千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） はじめに3点ほど伺いたいと思います。

1番目は、療養介護費収入で利用者自己負担の増、62万3千円の増額補正になっていますけれども、令和6年7月26日の広域連合全協では、基金がなくなったから市町村負担で補填を提案しています。このように現状に合った根本的な収入の補正をすべきではないかと思うんですが、今回の62万3千円の増額補正になった理由について改めて説明ください。

2番目に、監査委員の決算審査意見書では、経常費の補填を基金から繰り入れ運営しているが、基金残高500万円余まで減少し厳しい運営状況であり、今後の経営改善策として新たな財源確保や支出の削減、施設規模の縮小による収支の改善を検討しているが、利用者への負担を最小限としながら、早期の経営改善を図りたいと指摘されています。これを受けて広域連合長は、利用者への影響を最小限とした早期の経営改善策をどのように考えているのか、改めて見解を伺いたいと思います。

3点目ですけれども、これまで3年間、基金が枯渇すると店じまいもできない状況になると指摘してきましたけれども、再生の道はないかとの質問を続けてきました。そして、虹の家が歴史的に担ってきた役割が終わったとは思いません。職員一同からの手紙をいただき、職員に対しての状況説明など、十分でないとの指摘も含まれております。2月議会の当初予算では、療養介護費収入が前年比プラス6%、1,597万2千円増の強気な提案をされ、新年度予算では、本年度の利用者確保の取り組みを引き続き進め、利用者の減少期間の利用者の増加に努めることで増収を図りたいと考えたと答弁があり、一方で、5月の5年度専決補正では、基金残高が1千万を切って、当初予算どおり運営が可能なのかという質問に対し、令和6年度は基金の繰り入れを前提とせず、現場から空床情報の発信、ケアマネ等の連携により、ベッドの空きがない状態を維持し利用者の積極的の確保を継続すると答弁しております。その後、本年7月26日広域連合の全協では、5月議会から7月全協までの約2ヶ月間で急激なシフトチェンジになっています。この経過の理由を、改めて説明いただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） それでは、順次お答えいたします。

1つ目のご質問についてでございます。療養介護費の62万3千円の補正につきまして、根本的な収入の補正をすべきではないかというご質問でございました。議員ご指摘の補正予算につきましては、今回の議案第15号に関する施設利用時の居住費等基準費用の額の改正に伴う増額補正でございます。本年4月及び6月に改定されました介護報酬は、2ヶ月遅れで国保連合会から施設の方へ入金になります。そのため、介護報酬の改定による試算の影響を見極めるには、もう少し時間が必要であり、現時点で根本的な補正を行うことはなかなか難しいところでございます。また、市町村負担による補填につきましては、基金残高の状況から、具体的な運営に必要な必要額の総額を示したうえで求める方針としております。

続きまして、2目でございます。担当課からの回答ということにさせていただきたいと思うんですが、利用者の生活の質や介護サービスを維持しつつ、効率化や財源確保を通じて、運営の健全性を保つ取り組みが必要であると考えております。10月以降42床となることで、収支効果の高い規模とするため、現利用者については当面継続してご利用いただきたいと考えております。

また、今後の施設の方向性に対する協議を確認しつつ、利用者本人やご家族に対して丁寧に説明を行い、支援者や関係機関へも情報提供したうえで、生活への影響を最小限に抑えるよう配慮することも重要であると考えております。加えて、異動や勤務の変更によって介護サービスが低下しないように、体制を整えてまいりたいと考えております。

最後のご質問でございます。過去10年間の経営再建の取り組みといたしましては、利用者の増加と稼働率の向上に重点を置いてきて、令和3年度につきましては、稼働率86.3%、4年度につきましては91.1%、5年度は92.9%と、コロナ禍ではありましたが、それでも確実に稼働率を向上させてまいりましたが、それでも、当初予算の想定を下回ることがあり、更に新型コロナウイルス感染症による受け入れ制限等による収入の減少、また、人件費や需要費の価格上昇も重なり、基金の繰り入れが必要となってきておりました。

令和6年度スタート時点で、入所定員50人の虹の家において利用者増と稼働率の上昇をどのように実現するかが重要な課題でございました。人口減少や賃金、物価の上昇など、社会を取り巻く環境の変化により、これまで以上の利用率の向上となっても、上昇する人件費や物件費を賄いきれなくなることも考えられ、こういったことも踏まえ、虹の家の経営改善に向けた協議の中で、抜本的な人件費の削減と効率化を目指すことは、運営継続のために必要なところであると考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からもお答え申し上げます。ただいま、介護福祉課長からもご答弁申し上げましたことと重複することがあるかと思いますが、まずお許しをいただきたいと思えます。

はじめに、監査委員さんからの令和5年度決算にあたってのご指摘につきましては、収支の改善というのは、令和5年度決算の状況も踏まえて、令和6年度に既に様々な新しい方策も含めて、抜本的な見直しをしているところでございます。ご案内のように、特に収入につきましては、様々な観点から利用率を向上させる、これは入所或いは通所利用などについても上げるということで、私の先ほどの開会にあたりましてのごあいさつの中でも、令和6年度における上半期、今日までの利用状況については改善に繋がってきていると思えます。

一方で、もう1つの提案であります10月1日からは、いわゆる入所に係る病床数を50床から42床に変えるということで、これも経費の節減にも大きく繋がってまいります。職

員の配置基準によって職員を減員するという、そういったことによってまず収支の改善を図るということ。また、日々の様々な物件費などについても縮減を図るということで取り組みを進めております。そうした中で、令和6年度においては、議会に提案申し上げておりますように、市町村からの補填を余儀なくされるという、そんな状況でございます。と申しますのは、7月26日の全員協議会でより詳しくご説明を申し上げましたが、その時点での令和5年度までの運営の状況などを前提に、令和6年9月までは50床、令和6年の10月1日から42床にしたときの年度間の収支見通しでは、1,400万円余の赤字が見込まれます。そうしますと、ご指摘ありましたように基金の500万では到底足りないということで、市町村の構成団体の負担をお願いするという状況でございます。この金額につきましても、試算の段階でありますので、できるだけ更に収支の改善を通じて努力することによって、圧縮できれば、圧縮したいというふうに考えているところでございます。

これにつきましても、特に令和5年度の職員の給与改定、これは虹の家にとりましては、広域職員の給与の改定、そして病院におきましても、いわゆる医療分野について職員を配置していただいておりますが、病院におきましても同じように給与改定などがあります。とりわけ、いわゆる正規職員の給与の本給の改定も、人事院勧告などの状況見ますと大きな改定になるものと見込まれておりますし、また、会計年度職員の皆さんの待遇につきましても、特に勤勉手当につきましては12月支給分から、丸々純増というそんな状況があります。これがどのように、全体の収支に悪影響を及ぼすのか、そういったことについても慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、第2点目のご指摘の、これまでの検討の経過につきましては、7月26日の全員協議会でもご説明申し上げましたように、令和4年の6月から内部検討をスタートさせ、その中では、正式にこうした分野に、経営改善のためのアドバイザーに依頼して、利用状況の分析或いは職員のヒアリングなどについて取り組みを進めました。令和4年の11月以降については、正式に経営改善委員会を設け、連合長からの諮問により、経営改善の取り組みについて答申をいただくという取り組みをしております。このときには、看護付多機能施設とそれから通所リハビリなどを組み合わせた方策はどうかというような、そんな具体的な施設の機能を改善することについても、併せて検討いただいたところでございます。その答申を踏まえまして、虹の家におきましては、看護付多機能施設及び通所リハに加えて、医師の専任配置を要しない小規模な老健として12床程度を残すことが有効というような、一旦判断をしたところでございます。

これに基づきまして、大町病院とのワーキンググループを作って令和5年10月から11月にかけて検討したところでございますが、その結果、利用者ニーズや採算性の観点から、居宅系のサービス事業への転換は困難ということで、いわゆる振り出しに戻った経過がございます。これに基づきまして、令和6年に入りまして1月からは、正副連合長会議或いは副市町村長会議などで具体的な方策を検討する中で、これはその時々全員協議会にも報告してもまいりましたが、一番効率的なシンプルな経営という観点で言えば、42床が施設の配置基準、施設基準などに鑑みて適当ということで、今日に至ったわけでございます。

この間、丸2年間かけて検討してまいりましたが、先ほどの議員のご指摘では、この介護老人保健施設の役割、使命というのはこれまでも大きなものがあり、まだ役割が残っているのではないかという指摘ではあります。これ以上の赤字額を増やすことによって、構成市町村により大きな財政負担をお願いすることについては、やはり慎重に考えなければならないと考えるところでございます。

そうした中で、先ほども開会のあいさつでも申し上げましたように、第9期の介護保険事業計画が令和8年度までとなっております。この期間内にきちっとした方向性を確定的にする、そのことで、収支の改善を図りながら最小限の負担によって、何とか虹の家の機能をしっかり果たす、そんな努力は、不断の努力としてつなげてまいりたいと思います。

この間、議員からも具体的なご提言やご意見をいただいてまいりましたが、結果的にこうした状況に至った原因については、繰り返しになりますが2つだけ申し上げたいと思いますが、やはり、圏域内全体において介護基盤となる施設が整備され水準が充実したことによって、虹の家の利用ニーズが減少したことが1つ。もう1つは、開設当初は、配置されている職員の皆さんの年齢構成が比較的低かったこともあって、その間に低い給与水準の中で働いていた皆さんの剰余金としての基金が造成され、しかしそれが平成27年以降逆転してしまっただけという、そうした年齢構成の構造的な問題が起因している、この2つの問題によって、今日に至っていることについてもご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 今、連合長から説明があったんですけども、そもそも虹の家のスタートのときってというのは、どちらかといえば施設の整った豪華客船のようなことで、船出をしたという表現してる方も多いです。ところが、いざ店じまいということになってきますと、泥船になったから従業員を解雇ですとはならない、できないのではないかとという点もあります。そういった側面から考えてもですね、一生懸命管理者の指示等で働いてきた職員から見ると、経営責任を押し付けられるということは、やはりあってはならないというふうに思います。そういった責任というような点から考えた場合、今後の改善方向、2年以内には店じまいするっていうのが、一番直近の全協の中の説明では一番強く選択肢として取り上げられてる項目だと思いますけれども、そういった方針に則っていった場合には、今のような従業員の雇用とかですね、それから、利用者の今までの利用を妨げてしまう、その道を塞いでしまうという問題も直面するわけですし、そういった解決方法というのは具体的にはまだ全く説明されてきてない。従業員の中でも、1回の説明だけでとても不安だというような声が上がっています。そういったものにどれだけ責任持って丁寧に答えていけるのか、この点について改めて連合長の考え方をお願いします。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員から2つのご質問いただきました。1つには、まず入所者の皆さんに対するきちんとした、万全の体制でいくということにつきましては、これは、この虹の家が存続する限り、たとえ受け入れの施設が縮小したところで、しっかり入所者の皆さんについてはケアをする、これは当然のことでございます。と同時に、経営という面でもやはり、最終年度が仮に設定された場合にも、最終年度ぎりぎりまで、しっかりサービスを提供する大きな責務があります。この責務は放棄することは全くできません。責任を持って最後まで、入所者の皆さんのケア、そしてまた、もし自宅に帰る、或いは、他の施設に受け入れていただくということについても、最後の最後までしっかり責任を持って対応してまいります。

また、今度は職員の皆さんに対するケアでございます。まず、今までも誇りを持って地域の介護保健施設としてやってきていただいた、その価値というものは、決して失われることはありません。そうした中で、そうした誇りを持って、かつ継続して広域連合の施設で、他の施設で働きたいというご希望があればそれに十分応えていきたい。一方的に、いわゆる分

限で施設の廃止に伴って分限で、それぞれ辞めていただくということは、最終的な手段として制度的には有り得ますけれども、そういうことのないように、しっかり職員の、特に労働組合、職員組合の皆さんとも意見交換をしながら、それぞれの職員の皆さんの希望に沿った処遇を考えてまいりたい。これも、最後の最後まで責任を負うことは間違いなく公的な責務でございます。そのようにしっかり努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第23号は、福祉常任委員会に付託をいたします。次に、議案第24号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第24号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度介護保険事業特別会計の決算の確定に伴う繰越金の増額補正、令和5年度の介護給付費等に係る国、県、市町村負担金等の精算に伴う返還償還金の補正が主なものでございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1億142万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億2,090万3千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款9繰越金につきましては、令和5年度会計の決算額の確定に伴い、繰越金を1億142万7千円増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款3基金積立金につきましては、前年度繰越金のうち、保険料分614万4千円を積み立てるものでございます。款5諸支出金9,528万3千円につきましては、前年度の介護給付費等に係る国、県、市町村負担金の精算に伴う過大交付分をそれぞれ返還するための補正でございます。

12ページには、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳表となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第25号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第25号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳入では、令和5年度決算の確定に伴う繰越金の増及び鹿島荘事業基金繰入金の減、歳出では、経年劣化により故障した備品の更新など管理費用の増、市町村負担金過年度償還金が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,501万4千円を追加し、総額を2億2,046万5千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款4項1目1鹿島荘繰越金は、令和5年度決算の確定に伴い1,506万1千円を、目2ひだまりの家繰越金は95万3千円をそれぞれ増額するものでございます。款5項1目1鹿島荘基金繰入金は、繰越額が見込み額を大きく上回り、令和5年度の市町村運営費負担金1,212万6千円全額を償還金として返還しても、なお余剰金が生じるため、繰入金を減額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。款1項1目1管理費、節12委託料17万9千円の増は、松枯れによるアカマツの伐採費用、節17備品購入費36万2千円の増は、利用者の健康管理に使用している体重計及び利用者用冷凍冷蔵庫が故障したため、更新をするものでございます。節22償還金利子及び割引料では、市町村負担金過年度償還金として、令和5年度に市町村から負担していただいた運営費負担1,212万6千円を返還するものでございます。項2目1ひだまりの家の管理費では、玄関網戸の修繕費として、節10修繕料に6万6千円を増額するものでございます。款3予備費228万1千円は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、市町村負担金の精算に伴う過年度償還金の内訳表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願・陳情文書報告

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第5「請願・陳情文書報告」を議題といたします。

お手元にお配りしました陳情文書表は、長野市の長野県社会保障推進協議会から提出され、令和6年8月2日に受理した陳情であります。

朗読、説明を省略して、陳情の取り扱いについてお諮りをいたします。

令和6年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、令和6年陳情第1号は、福祉常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

閉会 午後1時35分

令和6年8月23日
開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、令和6年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長は全員出席しております。

以上でございます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず、議案第15号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（大和田耕一君）登壇]

○福祉常任委員長（大和田耕一君） 議案第15号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第15号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、福祉常任委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第15号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（太田伸子君）登壇]

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、消防費の負担金で、資格取得に係る講習が幾つか実施されているが、今後の消防業務において必要となる資格はあるのかとの質疑があり、行政側からは、山岳救助活動に伴う山岳遭難救助研修のほか、中型、大型免許の取得が円滑な業務の遂行に、今後必要となることが予想されるとの答弁がありました。また、委員から、業務に必要な主な資格の保有数の状況とドローンの国家資格についての質疑があり、行政側からは、主な資格として、救助隊の任務に必要な2級小型船舶免許保有者が14名、小型移動式クレーン技能資格保有者では15名、玉掛け技能資格者が16名のほか、救急救命士資格保有者は16名の状況となっている。また、ドローン操作に関して、無人航空機の操作に資格や免許は必要はないものの、禁止区域で行う特定飛行については国土交通大臣の承認が必要となるため、無人航空操縦士養成要綱に基づく養成と併せて承認を受けているとの答弁がありました。

その他に、仮眠室個室化等改修工事により職場環境に変化があったのかとの質疑があり、行政側からは、感染防止対策はもちろん個室化により周囲の影響が少なくなり、睡眠の質が向上し疲労の軽減に繋がっており、プライバシーの保護やストレスの軽減により影響が出ている。さらに、女性職員専用エリアを設定したことにより、女性職員の当直勤務が可能となったとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（大和田耕一君）登壇]

○福祉常任委員長（大和田耕一君） 議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第16号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を、各常任委員会委員長報告どおり、原案を認定することに賛成の方の起立

を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第16号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第17号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(太田伸子君)登壇]

○総務常任委員長(太田伸子君) 議案第17号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第17号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第18号、議案第19号及び議案第20号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(大和田耕一君)登壇]

○福祉常任委員長(大和田耕一君) 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告をいたします。

はじめに、議案第18号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査概要を報告いたします。

審査中委員から、行政での介護施設運営は、給与費の増大が運営に影響があるとのことだが、人事の面で打つ手はないのかとの質問があり、行政側から、今回の報酬改定で1から2%程度の上昇はあったものの、人件費も伸びている。平成9年の開所時採用の50歳前後といった職員が多く平均給与も高い。異動も3施設であり、人件費の縮減はなかなか難しいとの説明がありました。

また別の委員から、介護施設が整備、充足してきているとのことだが、現場の感覚としてどうかとの質問があり、行政側から、施設整備が進み特別養護老人ホーム待機期間が短縮し

ていることや、在宅系サービス等が充実し地域の介護力が上がっている。そういった変化が、以前の季節的な繁忙利用の減少に繋がっていると感じるとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査概要を報告いたします。

審査中委員から、不納欠損194件の理由の内訳は何かとの質問があり、行政側から、本人死亡及び相続関係不明が17件、転出による調査不可が6件、職権消除が2件、また、徴収困難が169件との説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査概要を報告いたします。

審査中委員から、短期生活、短期宿泊が前年度比50%以上増えているが、こういったケースがあるのか、また、理由は何かとの質問があり、行政側から、虐待による一時的な分離や、主たる介護者の入院による緊急的な受け入れ、また、家屋の状況が居住不可による一時避難の利用などがあるとの説明がありました。また別の委員から、大北以外からの入所者がいるが、どこまでが入所できる区域となっているのかとの質問があり、行政側から、基本的に区域の設定はないが、養護老人ホームは最後の砦として、正当な理由がなければ入所を断れないことになっている中で、管内を優先しながら、現在の待機状況も鑑み1割程度は管外から受け入れているとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第18号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第19号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第20号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員、議案何号ですか。

○7番（大和幸久君） 18号反対討論です。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 議案第18号、反対討論をいたします。

「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から改めて討論いたします。反対の主な理由として、管理者市立大町総合病院の施設運營業務委託料1億2,480万1,859円には、令和5年8月補正の令和4年度分施設運營業務委託料700万円の増額補正分が含まれていることを指摘しておきたいと思えます。また、令和4年度分施設運營業務委託料700万円の支払いの根拠と責任がどこにあったかも不明瞭であり、委託契約書の変更契約も年度末に整えたとの説明も、単年度経理の原則からしても全く合理的ではなく、経営陣の姿勢に不信感を持たざるをえないもので

あります。令和6年5月議会の専決補正における施設運營業務委託料は、1,150万円の増額補正も決算額に含まれており、令和4年度と令和5年度の施設運營業務委託料の比較は、1,193万円が増額となっており、その根拠についても、人件費の増と物価高騰との説明のみであります。全く説明責任を果たしているとは言えないと考えております。

病院事業管理規程第14号では、介護老人保健施設庶務規定であり、その第2条では、施設の管理は市立大町総合病院病院長が行うとあります。施設の管理者との調整や、連携や、諸課題に関する対応も十分になされないまま、店じまいに向けた急激なシフトチェンジに至っていることは、経営陣の責任を果たしていないと評価せざるを得ません。

また、施設運營業務委託料を無条件に支払いを続けてきたことや、管理者大町病院とともに、今後の方向性で有効な手段を選べなかったという点では、結果的に大町病院の言い値の、高い買い物をし続けてきたということであり、それとともに、新型コロナを理由にして利用者を確保できず、何も手を打てずに店じまいに向かったということにほかなりません。

大町病院もかつて医師不足や資金不足などの課題から、経営健全化計画を実施し一定の成果を上げたように、監査委員の意見書にもある、持続可能で実効性のある早期の経営改善が求められていると理解するところでもありますけれども、この意見書の重みが伝わらないということになるのでしょうか。市立大町総合病院の開設者であり、北アルプス広域連合の連合長でもある牛越大町市長の行政の最高責任者としての責務を最大限に発揮し、住民福祉の維持向上を図る最善の方向性を示して欲しかった局面でありましたが、示された方針はこの期待を裏切るものであることを指摘せざるをえません。

この5月議会では、6年度は基金繰入をせず利用者の積極的な確保を継続すると答弁しながら、舌の根が乾かないうちに、7月の広域連合議会全員協議会で基金がなくなったからと、虹の家の店じまいでの不足分を、市町村負担で穴埋めして欲しいと態度を急変させています。少なくとも3年前からの指摘に、真摯に耳を傾けてくれればと残念でなりません。

仮に、虹の家が店じまいすることになった場合でも、豪華客船虹の家で出航しましたが、資金不足で泥船になりました、乗客と従業員は降りてくださいということはあってはならないことだと思います。虹の家のサービスの利用者さんに、十分な配慮と適切な対応が不可欠であります。また、職場がなくなるということは、一生懸命働いてきた大町病院配属の医療関係者や、広域連合からの派遣職員の双方の関係者の働く場を奪うことになることでもあります。虹の家を守る会の発足を願って、本議案に反対する討論を終わりたいと思います。

なお、議案第23号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」についても、同様の理由により反対することをあらかじめ表明しておきたいと思います。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長(二條孝夫君) 議案第18号について、他に討論はありませんか。

太田昭司議員。

[2番(太田昭司君)登壇]

○2番(太田昭司君) 議案第18号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について」私は賛成の立場から討論をいたします。

まずは、令和5年度の虹の家の入所利用者の状況につきましては、一昨日の連合長あいさつでも触れられておりますとおり、前年度と比較をしまして利用者が増加をいたしました。コロナ感染症の再流行により利用調整が必要であったものの、職員一丸となって取り組んだ結果であり評価に値するものと思っております。通所も併せ、利用者の安心、安全に繋がる

施設運営が行われ、決算に至ったものであります。また、5年度の経営改善に向けた取り組みとしましては、大町病院と施設形態の転換に向けたワーキンググループを設置しまして、実務者レベルでの具体的な検討協議を行い、医療機関との連携の実現性や、他の施設形態での運営の可能性について模索をしておきておまして、こうした取り組みは評価すべきものであり、令和5年度の介護老人保健施設特別会計決算は認定すべきものと判断をいたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） 議案第18号について、他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他の議案について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第18号について、福祉常任委員長報告どおり原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第18号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第19号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第19号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第20号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第20号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第21号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第21号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

- 議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。
福祉常任委員長。

[福祉常任委員長（大和田耕一君）登壇]

- 福祉常任委員長（大和田耕一君） 議案第21号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

- 議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。

議案第21号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号を、各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第21号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長（太田伸子君）登壇]

- 総務常任委員長（太田伸子君） 議案第22号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

- 議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号「令和6年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、議案第24号及び議案第25号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(大和田耕一君)登壇]

○福祉常任委員長(大和田耕一君) 当委員会に付託された議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第23号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」の審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」の審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第1号)」の審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、市町村負担金について返還するのではなく、基金に積み立てることはできないかとの質問があり、行政側から、基本的には措置費で不足する部分を市町村が負担することになっており、余剰があれば翌年度に精算をしている。鹿島荘の基金は、運営費や施設改修等を想定した基金ではなく寄付金によるもので、例えば洗濯機購入など、利用者の環境向上等のために使用させていただくための積み立てであり、運営費については5市町村へお願いし、その都度精算することとしているとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第23号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第24号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第25号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第23号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第23号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を、福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第2「常任委員会委員長請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

福祉常任委員会付託の令和6年陳情第1号について、福祉常任委員長の報告を求めます。
福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(大和田耕一君)登壇]

○福祉常任委員長(大和田耕一君) 当委員会に付託されました、陳情第1号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書」の審査の概要を報告いたします。

陳情の審査において、行政側より、今回の訪問介護報酬引き下げの理由として、国は、前年11月公表の介護事業の実態調査において、訪問介護の利益率が7.8%と、全サービス平均2.4%を大きく上回るためとしているが、全国訪問介護事業所全体の36%が赤字である等の新聞報道があり、県内調査においても7割を超える訪問介護事業所が、経営が悪化する等の回答をしている。当地域においては、事業所廃止等の事例はないが、最近の物価高と重なり、今後のサービス提供に影響が出ないか心配され、訪問介護に限らず介護分野は慢性的な人手不足で訪問介護従事者の平均年齢の高齢化も進むことから、人材確保は喫緊の課題であることから、願意は理解でき妥当であるとの見解が示されました。

委員から、陳情書にある処遇改善0.98%の引き上げによりカバーできると考えてよいのかとの質問があり、行政側より0.9%は、訪問介護を含めた全サービス平均報酬プラス1.59の内数としての処遇改善分であり、そもそも訪問介護は、この基本報酬がマイナス2%となったものであるが、この部分は、処遇改善加算である程度カバーでき、大きな影響はないと考えているが、人手不足の中、報酬引き下げというイメージダウンが心配であるとの説明がありました。また別の委員より、介護報酬引き下げに伴い、別分野への影響は何か

出ているかとの質問があり、行政より、現時点で地域においては聞こえてこないが、人手不足で後継者が育っていないことが心配であるとの説明がありました。また別の委員から、引き下げに対する理解が深まっていないともいえるのかとの質問があり、行政側より、訪問介護事業単独事業所については、厳しい部分は確かにあると考えるが、処遇改善加算の事務の煩雑さもあり、イメージが先行している部分もあるかもしれないとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、願意は妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

なお、採択後の意見書提出に向けた話し合いの中で、陳情書の件名にあります、訪問介護報酬の引き下げ撤回との「撤回」という部分について、「見直し」にしてはとの意見があり、意見書では「撤回」とある部分を「見直し」とすることを全会一致で決定しております。

のちほど、この件に関する意見書を提出いたしますので、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

令和6年陳情第1号に対する福祉常任委員長の報告は採択です。

従って原案について採決を行います。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、令和6年陳情第1号、長野県社会保障推進協議会からの陳情は、採択することに決定をいたしました。

日程第3 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第3「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

議事第1号「訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」を議題として、中村直人議員に提案理由の説明を求めます。

中村直人議員。

[4番（中村直人君）登壇]

○4番（中村直人君） 議事第1号「訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」につきまして、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

この議案を、地方自治法第112条及び北アルプス広域連合議会会議規則第12条の規定により提出をいたします。

皆様、お手元の1ページの意見書案文をご覧ください。

「訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書(案)」。介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは、在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からはかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算の算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のための報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円を見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1. 訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出者は表記のとおり、提出先は記載のとおりでございます。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

提案者に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議事第1号は、議員提出の意見書案件ですので、委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

議事第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議事第1号「訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において整理の上、関係行政庁に提出いたします。
以上で、本8月定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。
ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 8月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案申し上げました条例案件、決算案件並びに予算案件につきまして、いずれも慎重かつご熱心なご審議をいただき、すべて原案どおりご承認、ご議決を賜り厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の広域行政に十分反映させてまいり所存でございます。本定例会の開会あいさつでも申し上げましたが、検討を重ねてまいりました虹の家の運営につきましては、10月1日に入所定員を50床から42床へ規模を縮小することとし、収支の改善に努めたうえで、なお残る収支の不足額につきましては、新たに構成市町村に運営経費のご負担をいただくこととなりますことから、広域連合規約の変更について、市町村議会9月定例会におきましてご審議いただくため、この内容について本定例会全員協議会においてご説明申し上げることとしております。

また、広域計画の第5次計画が本年度で終了するに伴い、構成市町村と密接に連携を図り、第6次計画の策定作業に鋭意取り組んでおります。計画の策定に当たりましては、11月定例会において素案をお示しし、圏域住民の皆様の意見募集等を経て、来年2月定例会において、第6次広域計画案をご提案できますよう、さらに検討、協議を進めてまいります。

結びに、間もなく市町村議会9月定例会を迎えますが、議員各位におかれましては、今後もお厳しい残暑が予想されますことから、十分健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また、公務ご多忙のところご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和6年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

令和6年8月23日

議会議長

13番

14番